

人事院公示第24号

人事院は、人事院規則8—18（採用試験）第8条第3項の規定に基づき、平成26年人事院公示第22号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和8年6月10日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

別表第4

種類ごとの名称	区分試験	受 験 資 格
経験者採用試験 (係長級 (事務))	(略) 府省合同 B	(略) 試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者 一～八 (略) 九 昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を取得した日 11年 十 昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 11年 十一～十九 (略)
総務省経験者採用試験 (係長級 (技術))		試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに該当する日 (二以上あるときは、当該日のうち最も古い日) から起算して12年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職

別表第4

種類ごとの名称	区分試験	受 験 資 格
経験者採用試験 (係長級 (事務))	(略) 府省合同 B	(略) 試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者 一～八 (略) 九 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日 11年 十 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 11年 十一～十九 (略)
総務省経験者採用試験 (係長級 (技術))		試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに該当する日 (二以上あるときは、当該日のうち最も古い日) から起算して12年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職

		<p>業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 昭和23年文部省告示第47号第20号から第24号までに規定する資格を取得した日</p> <p>九 昭和23年文部省告示第47号第25号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日</p> <p>十 （略）</p>			<p>業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの</p> <p>一～七 （略）</p> <p>八 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日</p> <p>九 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日</p> <p>十 （略）</p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	(略)	(略)	国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	(略)	(略)
	地方整備局・北海道開発局	試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も		地方整備局・北海道開発局	試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も

	<p>古い日) から起算して11年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 昭和23年文部省告示第47号第20号から<u>第24号</u>までに規定する資格を取得した日</p> <p>九 昭和23年文部省告示第47号<u>第25号</u>に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日</p> <p>十 (略)</p>		<p>古い日) から起算して11年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの</p> <p>一～七 (略)</p> <p>八 昭和23年文部省告示第47号第20号から<u>第23号</u>までに規定する資格を取得した日</p> <p>九 昭和23年文部省告示第47号<u>第24号</u>に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日</p> <p>十 (略)</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和8年6月10日から効力を発生する。